

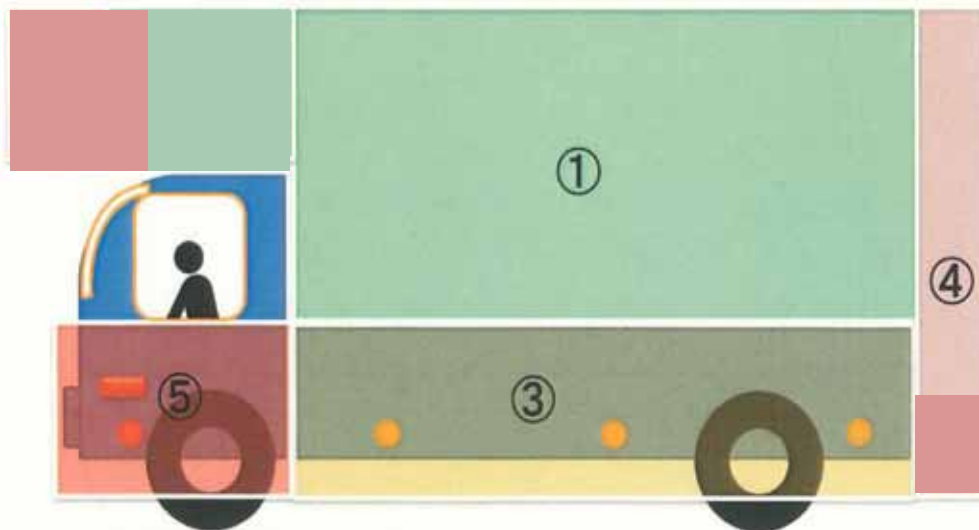
よさこい祭り地方車製作時及び走行時の注意点について

製作時の注意点

よさこい祭りの地方車は、競演場や演舞場以外の公道も走ることから、一般車両と同様に道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合していなければなりません。最近の地方車に関しては、一般市民から「方向指示器や尾灯等が見えず危ない。」との苦情が多数寄せられています。

方向指示器や尾灯等は、他の通行人や車両に自分の進路を知らせ、衝突や巻き込みの事故を防ぐための大切な設備です。

高知県警では、高知運輸支局等との検討を重ね、今後、よさこい祭りの地方車については安全性を確保し、道路運送車両法の保安基準を満たすため、**下図** **の部分へ** **の飾り付けを認めない**こととしましたので、ご注意願います。



、の部分に関する囲いについては問題なし。



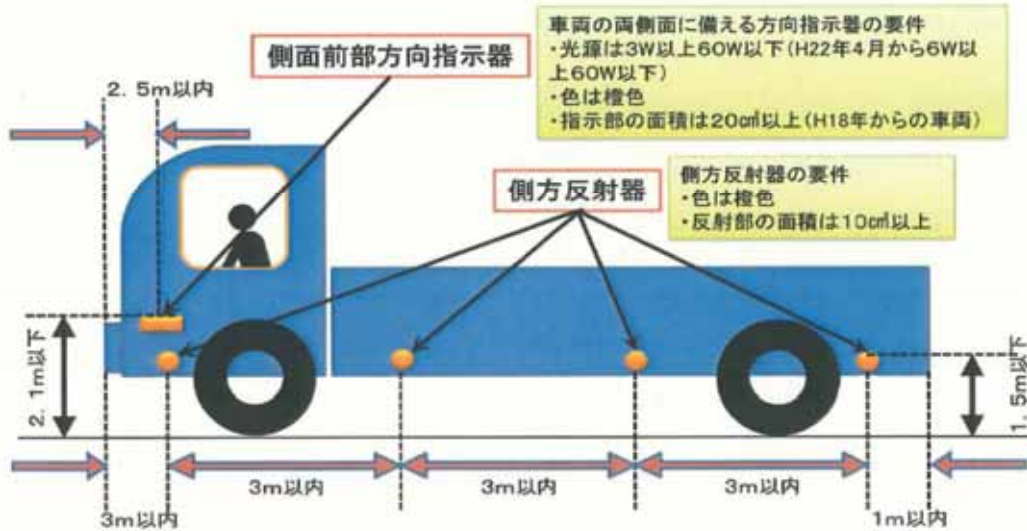
の部分に関する囲いについては、側方反射器等の追加設置により許可。(反射器の取付位置については、注意が必要。)



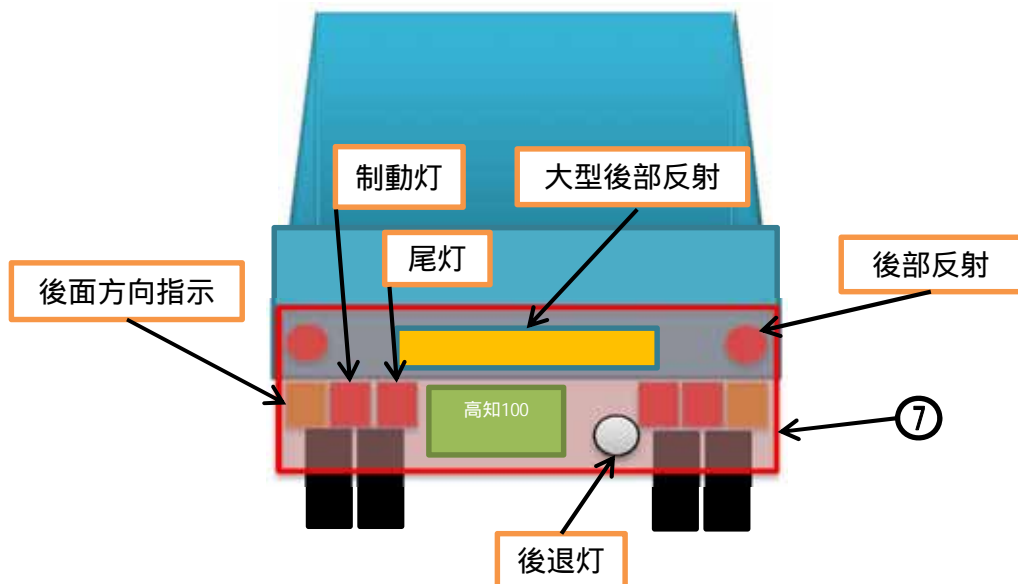
の部分に関する囲いについては、囲い突出量により制限外積載(後部へのはみ出しが、車体の1割を超える場合。)の申請が必要となります。

注：の部分については、車両側面から後方にかけての飾り板の取付は認めますが、車両後部の灯火、ナンバープレート等を覆う装飾は認めません。

自動車の側面 側面前部方向指示器及び側方反射器の基準



自動車の後面



赤枠の中の部分については、飾り付け禁止とします。

ただし、フレーム(支柱等)の取付は認めますが、車両後部の灯火、ナンバープレート等がすべて確認できる必要があります。

詳しくは、高知運輸支局(電話088-866-7313)にお問い合わせください。

走行時の注意点

地方車で会場以外の一般道路を走行する場合は、次の点に注意してください。

照明を消灯すること。 消灯せずに走行すると、他の車両の運転者を幻惑したり、道路運送車両の保安基準等の違反になる場合があります。

荷台乗車しないこと。 荷台乗車は、許可してありませんので、会場以外で荷台に人を乗せたまま走行すると、設備外乗車の違反となります。

過積載をしないこと。 車両には、車ごとに積載重量が定められています。これを超えて積載して走行すると、道路交通法違反となります。

上記注意点を守らないと、取締りの対象となります。